

令和5年度 第1回 松戸市安全・快適まちづくり協議会議事録

1. 開催日時：令和6年2月16日（金）10時から10時40分まで
2. 開催場所；松戸市役所 新館7階 大会議室
3. 出席委員：委員 安達 和之
委員 鈴木 英男
委員 戸田 栄造
委員 恩田 忠治
委員 田中 孝
委員 後藤 良輔
委員 多田 真弓(代理 松本 英樹)
委員 上野 真一
委員 加藤 将秀
4. 傍聴者：0名
5. 出席職員：市民安全課長 栗田 友樹
参事補 飯箸 悠介
主査 佐々木 史範
主査 真中 恵介
主事 石井 大暉
廃棄物対策課長 増田 暢彦
課長補佐 會田 雅施
健康推進課長 渡邊 剛史
保健師 松田 祭

6. 議事

(事務局)

只今より「令和5年度 第1回 松戸市安全・快適まちづくり協議会」を開催いたします。

まずはじめに、先程委嘱状を交付させていただきましたが、今回初めて委員となられた方もおりますので、こちらからお名前をお呼びします。恐れ入りますが、その場でご起立のうえ、自己紹介いただければと存じます。

(各委員による自己紹介、事務局及び関係課職員の紹介)

(事務局)

続きまして、本日配布させていただきました会議資料につきまして、お手元の関係資料一覧で、ご確認させていただきます。

1. 協議会の協議・報告資料（ホチキス止めのもの）
2. 条例関係書類（松戸市安全で快適なまちづくり条例・施行規則・協議会運営規則）
3. 松戸市安全・快適まちづくり協議会名簿
4. 松戸市安全で快適なまちづくり条例チラシ（カラー刷り両面1枚）
5. 客引き行為等の規制強化に関する啓発チラシ（カラー刷り両面1枚）
6. 条例啓発物資 1点（ウエットティッシュ）

配布資料について、過不足等ございましたら事務局までお声かけください。

(事務局)

続きまして、本日の議事に入る前に、「松戸市安全・快適まちづくり協議会の組織及び運営に関する規則」第3条第1項並びに第3項の規定に基づき、会長及び会長代理の選出を行いたいと思います。

まず、会長につきまして、ご指名または立候補される方がいらっしゃればお願いします。

(後藤委員)

引き続き恩田委員にお願いしてはどうか。

(事務局)

只今、恩田委員にお願いしては、との意見がございましたが、いかがでしょうか。

(委員一同)

異議なし。

(事務局)

それでは、会長は恩田委員にお願いしたいと思います。会長は、会長席までご移動をお願い致します。

会長に就任されました、恩田会長よりご挨拶をいただきたいと思います。

(恩田会長)

只今、ご推薦いただきました松戸市防犯協会連合会会長の恩田でございます。

よろしくお願い致します。本協議会は、松戸市での犯罪発生の防止及びめいわく行為の禁止による安全で暮らしやすい市民生活の実現を目的とした「松戸市安全で快適なまちづくり条例」に基づいて設置されたものであります。今後も安全・安心なまちづくりをさらに進めていくためにも、委員の皆様のご意見をいただければと思いますので、よろしくお願い致します。

(事務局)

ありがとうございました。次に、会長代理につきまして、恩田会長よりご指名をお願いいたします。

(恩田会長)

戸田委員に引き続きお願いしたいと思いますが皆様いかがでしょうか。

(委員一同)

異議なし。

(事務局)

それでは、会長代理につきまして、戸田委員をお願いいたします。

(事務局)

それでは、議事に入りたいと思います。議長につきましては、規則第 4 条第 1 項の規定に基づき、会長をお願いいたします。

(恩田会長)

本日の出席者は 9 名ですので、規則第 4 条第 2 項の規定により、本会は成立いたしますことをご報告いたします。事務局にお尋ねしますが、本日の協議会にあたり、傍聴を希望する方はおられますか。

(事務局)

傍聴者はありません。

(恩田会長)

それでは、会議次第に基づき、議事にはいります。次第の 4、協議・報告事項
(1) 路上喫煙対策について、事務局の説明を求めます。

(事務局)

それでは、協議・報告事項(1)路上喫煙対策について、説明させていただきます。

お手元の資料の1ページをご覧ください。(1)は松戸市安全で快適なまちづくり条例における喫煙の規制および重点推進地区の指定の経過について記載しております。(2)は令和5年度12月末時点での指導監視員による重点推進地区のパトロール回数および過料処分件数となります。過料件数が前年同期比 55 件の増加となっておりますが、こちらについては、過去の事例や市民の皆様からの意見・要望などを踏まえ、路上喫煙が多いと考えられる箇所を重点的に指導監視してきた結果が一因であると考えております。巡回場所や回数につきましては、今後も引き続き現場の状況等を把握したうえ、適切な指導監視に努めてまいりたいと存じます。2ページをご覧ください。(3)は、過料処分者の年度別推移を示しております。過料徴収地区として例年松戸駅東西口が多く見られるのは、他の駅と比較し駅利用者が多いこと、またそれに伴い指導監視員の巡回を重点的に行っている結果と思われまます。喫煙・ポイ捨ての違反行為の内訳は記載のとおりとなっております。3ページをご覧ください。(4)はたばこに関する苦情・要望等となります。内容や対象地区の内訳は記載のとおりですが、毎年度、取締りの強化やマナー啓発活動の実施等に関する意見・要望が多くなっています。苦情や要望の内容に応じ、指導監視員の重点的な巡回や担当職員による啓発活動を適宜実施しているところです。4ページをご覧ください。(5)はその他の条例推進活動として、職員による啓発活動等を行った内容を記載させていただいております。例年重点推進地区である松戸駅、馬橋駅においてマナー啓発活動を実施しておりますが、今年度からは、市民等からの要望を受け、常盤平駅や五香駅など、重点推進地区外においても、市内全域におけるマナー向上をより推進する目的とし、健康医療部 健康推進課、環境部 廃棄物対策課3課合同により啓発活動を実施しました。今後も引き続き、誰もが暮らしやすいまちを目指し、効果的な条例推進活動を実施して参りたいと存じます。以上が路上喫煙対策についての説明となります。

(恩田会長)

事務局から説明のあった事項について、ご意見・ご質問等ありましたらお願い致します。

(委員)

資料4ページの写真を見てもわかるように松戸駅西口デッキ上は現在改修工事用の柵が設置されている。普段ボランティアで清掃する際に柵の中にゴミが散乱している時が多い。清掃したくても柵の中には入れないので、柵の中に入れるように対応できないか。

(事務局)

どこまでできるかわかりませんが、関係する部署に確認し別途戸田委員へ回答します。

(委員)

指導監視員がパトロールする際、資料には、2人1組3班体制で実施と記載があるが、これは3班同時に行っているのか。過料の金額や、その場ですぐに過料をとっているわけではないと思うので徴収の流れなども確認したい。また、徴収した過料については市の歳入となるのか。市の歳入となる場合の使い道なども確認したい。

(事務局)

まず1点目の指導監視員のパトロール体制ですが、3班同時に巡回しています。重点推進地区がある主要7駅を日替わりで巡回しています。

2点目の過料の金額や徴収の流れにつきましては、違反者を発見した場合過料金額2,000円をその場で徴収します。現金払いがその場で困難の場合のみ、納付書を手渡し後日金融機関などで納入していただきます。

最後に3点目ですが、徴収した過料は市の歳入となります。使い道については、一般財源となるため詳細まで把握しておりません。

(委員)

市の歳入となるとのことだが、市民安全課の事業費として使えるものではないのか。

(事務局)

あくまで市全体の歳入として確保されるものなので、徴収した分を市民安全課の事業費として直接使うなど、特定した使い方はできないものとなります。

(恩田会長)

続きまして、協議・報告事項(2)客引き行為等対策について、事務局の説明を求めます。

(事務局)

続きまして、協議・報告事項(2)客引き行為等対策について、説明させていただきます。6ページをご覧ください。(1)は平成29年12月に改正した松戸市安全で快適なまちづくり条例の客引き行為等に関する規制について記載されて

おります。こちらについては、今回初めて委員になられる方もいらっしゃるため、簡単に事務局より説明いたします。改正前の条例においては、つきまとい勧誘行為について、拒絶の意思を示す者へ勧誘行為を続けることを禁止としていましたが、実効性を高めるため、客引き行為等の規制強化を検討しました。そこで、客引き行為等の定義の明確化（客引き行為、客待ち行為、勧誘行為、勧誘待ち行為）や過料徴収（50,000円以下）などを盛り込み、平成29年12月26日に改正を行いました。一部罰則については、平成30年4月1日施行にしたことから、これに合わせ客引き指導監視員2名を採用し日常的なパトロールを開始しました。なお、客引き行為等禁止特定地区は重点推進地区のうち、松戸駅、新松戸駅、八柱駅の3駅を指定しています。そちらをまとめたのが6ページとなります。続いて7ページをご覧ください。(2)は指導監視員による特定地区のパトロール実施報告となります。令和5年度につきましては、12月末時点において口頭指導が6件となっております。なお、口頭指導後に再度違反行為をした場合については、文書指導、勧告、過料、公表等の処分へと移行されます。続いて、客引き行為等に関する苦情等につきましては、令和5年度12月末時点において25件であり、昨年度と比較し件数は増加しております。苦情の多くは、松戸駅西口「キテミテマツド通り入口付近」の客引き行為に関する苦情などとなります。昨年5月に新型コロナウイルス感染症の取扱いが5類感染症へと移行され、駅利用者の人流とともに駅前でたむろする客引き行為者が増加されたことが、苦情増加の一因と推測できます。市としましても、元警察官である指導監視員や委託警備員の巡回監視により、市民の通行時の安全確保を図っているところですが、今後も市民の方々のご意見等を参考に効果的な対策を検討し、実行していきたいと存じます。8ページから9ページをご覧ください。こちらは客引き行為等禁止特定地区である、松戸駅・新松戸駅・八柱駅周辺の店舗従業員等の営業行為を示したものとなります。違反者への指導件数は先にご説明させていただいたとおりですが、こちらに示した人数は敷地内から声掛けを行ったり、個人を特定しての営業活動を行っていない者がほとんどを占めております。これらの行為は違反行為とはなりません。指導監視員による巡回を行う際は、客引き等に関する条例の周知や市民の迷惑とならない行為は控えるよう積極的に声かけを行っているところです。10ページをご覧ください。(3)は客引き行為等をさせない取組の一環として、松戸市、地区防犯協会、地区関係団体、警察署が合同でパトロールを行った実績となります。令和5年度12月末現在、各駅での実施回数等につきましては記載のとおりとなりますが、市・警察・地域団体等と連携し、店舗付近でたむろしている者に対し、客引き行為等はしないよう声かけを行いました。客引き行為者への対策は、官民一体となった連携が非常に重要と考えておりますので、今後も連携を図り、「客引き

行為は絶対に許さない」という姿勢で取組んでいきたいと存じます。引き続き皆様のご理解ご協力を宜しく申し上げます。続いて、(4)ですが、先程、客引き行為等に関する苦情の中でありました、特に市民から苦情の多い松戸駅西口「キテミテマツド通り入口付近」にたむろする客引き行為者への対策として、令和5年度4月より元警察官である指導監視員を2名増員したことに加え、客引き対策専従の委託警備員を毎日23時まで2名～4名配置し、違反行為をさせないよう対策を講じております。客引き対策専従の委託警備員については、客引き行為者に対する注意喚起を行うほか、客引き等について行かないようスピーカーによる広報啓発を実施するなど、市民向けにも条例周知を行っているところです。また、昨年10月～12月の週末にかけては、市の職員による巡回パトロールも実施し、客引き対策を強化するとともに、現場の状況を担当職員が目視で直接確認し、より有効的な対策がないかなどを検討しているところです。市民の皆様からいただくご意見や現場の状況を見ましても、まだまだ客引き行為等に対する不安が一扫されたわけではありませんので、引き続き、警察、地域団体と連携した合同パトロールや、指導監視員等による巡回パトロールを粘り強く取組んでいくほか、新たな取組についても日々調査・研究していき、必要に応じて実行していければと存じます。最後に、11ページをご覧ください。

(5)は客引きしない・させない宣言店の店舗数となります。客引きしない・させない宣言店は客引きしない旨の誓約書を提出していただき、一定期間指導監視員による調査を経て、問題ないと判断された場合にステッカーを配布するとともに、市のホームページに掲載しております。令和5年度12月末時点で121店舗となっております。以上が客引き行為等対策についての説明となります。

(恩田会長)

事務局から説明のあった事項について、ご意見・ご質問等ありましたらお願い致します。

(委員一同)

意見なし。

(恩田会長)

続きまして、協議・報告事項(3)その他事項について、事務局の説明を求めます。

(事務局)

続きまして、協議・報告事項(3)その他報告事項について、説明させていた

できます。資料の 12 ページとなりますが、年別刑法犯認知件数の推移を載せさせていただきます。令和 5 年中は 2,631 件で、最も多かった平成 11 年中の 13,677 件と比較すると約 80%以上の減少となっております。これも各団体皆様の活動が着実に成果として結びついた結果だと存じます。この場をお借りして感謝申し上げます。本市としましても、これに満足することなく、引き続き気を引き締めて防犯活動に従事してまいりたいと存じます。以上がその他報告事項についての説明となります。

(恩田会長)

事務局から説明のあった事項について、ご意見・ご質問等ありましたらお願い致します。

(委員)

市内の犯罪種別などについて教えてください。

(事務局)

まず全国的に横行しています 電話 de 詐欺(特殊詐欺)は市内でも被害が多く問題となっています。次に自転車盗も多く、特に高級自転車が狙われやすい傾向にあります。また、自動車盗についてもアルファード、レクサスなでの高級自動車が盗難に遭うケースが多くなっています。

(恩田会長)

以上で、予定していました議事を終了いたします。これで議長の役を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。

(事務局)

以上をもちまして、令和 5 年度第 1 回松戸市安全・快適まちづくり協議会を終了させていただきます。ありがとうございました。